

平成 29 年度 「被災地『絆』ボランティア活動支援事業」 ボランティアバス助成事業 募集案内

兵庫県内のボランティアグループやNPO等が被災地の仮設住宅等において、被災者を励まし交流する震災被災地支援のバス代を助成します。

東日本大震災被災地関連

対 象: バス借上料等

助成額: 1日 8万円/台

上限 32万円/台

熊本地震災害被災地関連

対 象: バス借上料等

助成額: 1日 6万円/台

上限 24万円/台



募集期間: 1期(4月~8月実施分)

(先着順) 平成 29 年 4 月 3 日 ~ 平成 29 年 7 月 31 日

2期(9月~3月実施分)

平成 29 年 8 月 1 日 ~ 平成 30 年 1 月 31 日



申込み・問い合わせ先

ひょうごボランティアプラザ

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー6階

TEL : 078-360-8845 URL : <http://www.hyogo-vplaza.jp/>

【 募 集 案 内 】

東日本大震災・熊本地震災害の被災地では、ボランティアが減少する中で、仮設住宅に閉じこもりがちな家族や高齢者世帯も多く、被災者の孤立化が懸念されます。こうした状況を改善するためには、ボランティアによる被災者の目線で息の長い支援・励ましが不可欠です。

このような励まし・交流の取組は、阪神・淡路大震災を経験した兵庫県民と災害を受けた被災者が絆を深め、助け合いの文化をつないでいくことを通じ、今後起こるであろう災害への備えとしての被災者支援活動を育み継続するものともなります。このため、ひょうごボランティアプラザでは、県内のボランティアグループやNPO等による、被災者を励まし交流するボランティア活動に対し、経費の一部を助成します。

1 助成対象

兵庫県内の地縁団体、市町社会福祉協議会等の公共的団体及び兵庫県内を活動エリアとするNPO、ボランティアグループ等の各種団体が行うボランティア活動で、次の条件を満たす場合対象とします。

- 東日本大震災の被災地（宮城県、岩手県及び福島県）内及び熊本地震災害の被災地内の仮設住宅及び災害公営住宅や小・中・高校・大学、幼稚園、保育園、その他公共的施設において行われる被災者を励まし交流するボランティア活動（例：傾聴、餅つき、人形劇、足湯、炊出し、清掃、交流イベント等）
- ※ 被災地の視察、見学及び物資や義援金の運搬を主たる目的とする活動は対象とはなりません。
- 被災地の受け入れ側の合意を得ていること。 ○ 営利を目的としていないこと。
- 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。 ○ 参加者が10名以上であること。

2 事業実施期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

3 助成対象経費

バス借上料等（バス借上料及び運転手経費、燃料代、有料道路通行料、駐車場代、消費税等の付随する経費）

※ バスの規模は問いませんが、レンタカー及び乗用車等の定員10名未満の車両は対象となりません。

4 助成額

(1) 東日本大震災被災地

1日1台あたり8万円（定額）。1台あたりの上限額は32万円

(2) 熊本地震災害被災地

1日1台あたり6万円（定額）。1台あたりの上限額は24万円

※ 申請団体の自己負担額が定額を下回る場合は、自己負担額の範囲内とします。（千円未満の端数切り捨て）

5 募集と採択

ひょうごボランティアプラザが募集を行い、申請があった団体を先着順に申請内容の審査を行った上採択します。

※ 募集枠に達した場合、事業実施期間中であっても助成できないことがあります。

※ 当該事業の助成対象となる費用で、他の機関・団体等から助成を受ける場合は、当該事業の対象となりません。

※ 1団体からの申請は、1期、2期それぞれの期間中に2回までを上限とします。

6 募集期間及び助成予定台数

- 1期（4月～8月実施分）平成29年4月3日～平成29年7月31日（10台程度）
- 2期（9月～3月実施分）平成29年8月1日～平成30年1月31日（10台程度）

7 実施手続

- 実施申請書の提出
助成希望団体は、実施申請書（様式1）及び団体概要が分かる書類（規約、パンフレット等）、参加者名簿、見積書の写しを提出してください。
※参加者負担金等が発生する場合は、収支予算書（様式任意）を提出してください。
- 実施報告書の提出
決定通知を受けた団体は、事業終了後2週間以内に実施報告書（様式3）及び活動内容が分かる書類（活動写真、集合写真、参加者名簿、チラシ・案内の印刷部等）を提出してください。
※参加者負担金等が発生した場合は、収支決算書（様式任意）を提出してください。
- 請求及び支払い
実施報告書と同時に、対象事業経費にかかる領収書の写し等を添付した助成金請求書（様式4）を提出してください。事業の実施を確認後、申出の銀行口座等に助成金を支払います。

8 その他

- 事業の執行が適正でないと認められた場合や事業が変更・中止となった場合は、助成の決定を取り消し、支払った助成金の返還を求めることがあります。
- 助成事業の実績は、ひょうごボランティアプラザのホームページ等で公表します。
- 申請書等の様式は、ひょうごボランティアプラザのホームページからダウンロードできます。